

令和3年度 大阪市住之江区社会福祉協議会事業計画

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

I. 基本方針

国においては、高齢化、少子化がますます進行しており、子育てや介護への不安、8050問題に代表される地域から孤立している方への支援、独居高齢者の増加に伴う孤独死の問題、あるいは地域生活に戸惑う外国にルーツを持つ方の増加など地域に暮らす人々が抱える課題は、ますます多様かつ複雑なものとなっています。地域が抱えるこのような問題を解決するため、地域にかかわる多くの人たちが相互につながることで安全と安心を確保していく地域共生社会の実現に向けた取組みが進められています。

社会福祉法の改正により令和3年度からは、引きこもりなど制度のはざままで孤立した人や家庭が社会とのつながりを取り戻せるよう、福祉の専門職が継続して伴走支援できる体制をつくるため、「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくり」を一体的に実施する新たな枠組みが創設されます。

一方、昨年から全世界的に大流行している新型コロナウイルス感染症は、大阪市内においても急激に感染拡大し、住民の多くが経済的、精神的にも多大な影響を受けています。本会は、国の制度である生活福祉資金貸付事業などを通じ、多くの区民の方々の相談を受け支援してきました。相談者の中には若い世代やひとり親世帯、外国にルーツを持つ方など、これまでにあまりかかわりのなかった方も多く、今後、このつながりを大切にし、継続して関わっていくことが求められています。

本会は、こうした状況を踏まえ、地域福祉を推進する中核的な団体として、各部門が一丸となり、つながりを絶やさない、孤立をつくらない地域の取組みを支え、区役所や関係団体をはじめ地域の方々との重層的なネットワークを構築し、あらゆる相談を受け止める体制を整備し、地域に暮らす人々が共に支えあい、これからも安心して暮らしていくことができる地域づくりに取り組んでいきます。

一人ひとりの生活や活動に対する想いを尊重し、
多様な団体、活動者の協働による福祉のまちづくりをめざして

＜重点項目＞

1. 高齢者調査の実施

生きがいくりのための地域社会における「出番」と「居場所」。地域社会における高齢者の一人ひとりの暮らしの充実のために今年度、体制整備事業が拡充されることを契機に4つの地域包括支援セターや大学等の研究機関、区役所と官・民・学が協働して生活圏域ごとのニーズを抽出する高齢者調査を行います。

そして、分析結果をもとに生活圏域のニーズに即した「出番」と「居場所」を関係者ととも開発していきます。

2. 「要援護者名簿」の愛称募集

昨年来の「コロナ禍」により、多くの方が外出を控えられており、今まで以上に友愛訪問の意義が高まっております。令和2年度には、地域とともに「要援護者名簿」登録者約3,000人を訪問して安否確認と「何か困りごとがあればいつでもご連絡ください」と声かけをいたしました。

小地域における見守り活動の強化・推進のため、令和3年度は、日頃から見守り活動の大切さへ広く区民の関心を高めるために「要援護者名簿」の愛称募集を行います。

3. 見守り活動見本市の開催

2018年の大阪北部地震・台風21号、そして2020年から現在進行形のコロナ禍を経験して各地域が課題意識を強く持ち、今後も重要度を増す“見守り活動”では、各地域が地域特性に合わせてきめ細やかな見守り活動を展開しています。良い取組みは、お互い情報を提供し合い取り入れ、地域の見守り体制をより強化していきます。住んで良かった住之江区。地域どうしで高め合い、区の暮らしやすさの更なるアップを目指します。

4. 小地域毎の福祉課題への対応

「ふだんのくらししあわせプラン」で掲載されている各地域の福祉課題をはじめ、各地域の地域福祉活動の現場では、様々な福祉課題が噴出しており、対応策が早急に求められています。住之江区社協は、各課協力連携して、地域とともに福祉課題の解決に向けて着実に歩を進めます。

5. 担い手拡大の取り組み

地域福祉活動は、住民組織によるボランティア活動が大黒柱です。その活動メニューを補うため、新しく開設する「住之江区ボランティア・市民活動センター」を中心に社会人・学生・有償等の新たなボランティア活動の入り口を地域とともに創っていきます。

6. 多様な居場所づくりに向けた取り組み

- (1) 子どもたちやその家族の暮らしに目を向け、地域でのつながりを育む居場所を、子どもたちが通いやすい圏域で拡げます。
- (2) 高齢者の介護予防・生きがいとしての居場所を、より身近な圏域で多様な形態で拡げていけるよう、協議する場をつくります。

7. 防災・減災、災害救援に関する取り組み

- (1) 区内での大規模災害に備え、災害ボランティアセンター開設時の行動や関係機関との連携、役割分担などを明確にし、災害時の対応が円滑に行うことができるよう、訓練や研修に積極的に取り組みます。
- (2) 地域における災害時要援護者名簿の整備に努め、名簿を活用した平時での見守り活動や情報共有の場づくりに向けた支援を行うます。

8. ICTの地域福祉活動での活用

昨年度、「外出自粛高齢者・障がい者等見守り活動支援事業」を活用して各地域にタブレット端末を導入しました。長引くコロナ禍、また、大規模災害等非常時の通信手段の確保のため、オンライン会議・研修での利用や様々な事業や普段のサロン活動までタブレット端末の活用を促進します。

Ⅱ. 部門別事業計画

管理運営部門

1. 社会福祉法人大阪市住之江区社会福祉協議会の管理・運営

社会福祉法に基づき、法人として求められる各規定整備や財務規律、ガバナンスの強化に取り組み、真に信頼される法人運営に努めます。

2. 経営基盤の充実

地域福祉活動を効果的に推進するためには、法人の経営基盤の充実が求められることから、今後とも本会の趣旨や取組みを広く地域に周知し、本会の活動の理解者、協力者である会員の増加を図ります。

- (1) 組織構成会員
- (2) 住民会員
- (3) 賛助会員

3. 善意銀行の管理・運営

善意銀行運営規程に基づき、広く地域住民の善意を結集し、寄贈者の意向に沿って適正な払い出しを行います。

善意銀行への預託（寄付）が地域福祉の増進に寄与することを、広報紙や会議などを通じ、広く区民に周知し、多くの方に関心をもっていただき、参画してもらえよう推進していきます。

4. 日赤社資に関する事務

日赤大阪府支部住之江地区社資の受付及び府支部への送金など、社資の管理事務を行います。

地域福祉推進部門

1. 地区社会福祉協議会・地域ネットワーク委員会の育成・支援

地域では組織的な“見守り活動”による支援が必要な方との「つながり」づくりや地域福祉を進めるうえでも地域住民・事業者等の領域を越えた「つながり」による情報共有・連携が求められます。

すべての人が安心して暮らせる福祉のまちづくりをめざし、各地区社会福祉協議会の運営や活動を支援します。

また、地域住民の身近な相談窓口として位置づけられている地域ネットワーク委員会の活動を支援します。

- (1) 地区社会福祉協議会長会・地域ネットワーク委員長会の開催
- (2) 見守りあったかネットコーディネーター（ネットワーク推進員）連絡会

の開催

- (3) 地区社会福祉協議会・地域ネットワーク委員会の指導育成
- (4) 地区社会福祉協議会・地域ネットワーク委員会の活動への支援・助成
- (5) 地域における見守り体制の構築に向けた支援
- (6) 「あんしんカプセル」を活用した見守り活動の推進、支援
- (7) 各種事業担当者の情報交換の場づくり

2. 地域福祉課題に対応した地域福祉活動計画の策定と推進

「ふだんのくらししあわせプラン」で掲載されている各地域の福祉課題をはじめ、各地域の地域福祉活動の現場では、様々な福祉課題が噴出しており、対応策が早急に求められ、また取り組まれています。住之江区社協は、各係が連携協力して、地域とともに福祉課題の解決に向けて取り組みます。

3. 見守り活動見本市の開催

2018年の大阪北部地震・台風21号、そして2020年から現在進行形のコロナ禍を経験して各地域が課題意識を強く持ち、今後も重要度を増す“見守り活動”では、各地域が地域特性に合わせてきめ細やかな見守り活動を展開しています。良い取り組みは、お互い情報を提供し合い取り入れる。住んで良かった住之江区。地域どうし高め合い、区の暮らしやすさの更なるアップを目指します。

4. 自立支援協議会への参画

地域の障がい関係事業所等との連携と情報共有を通じて、増加傾向にある複合的な課題に協働で取り組みます。

定例で開催されている「何でも相談会」や障がい者への理解を深める学習会・ケース検討会議等に参画します。

5. 社会福祉施設連絡会の運営

区内にある児童・障がい・高齢各分野の福祉施設が相互に連携を図り、地域に開かれた施設として地域福祉の向上に努めること、地域の様々な福祉ニーズに対応していくことを目的に、種別の異なる施設がそれぞれの専門知識・機能を活用できるよう研修や研究に取り組みます。

6. 福祉教育の推進・認知症への理解普及啓発

地域包括支援センターや障害者相談支援センター等、地域の福祉専門機関と連携し、福祉教育の内容やプログラム等を随時検討し、効果的な学習をすすめていきます。

また、小・中学校等の教育機関や公共機関、また企業など幅広い対象に向けて福祉教育プログラムを提案し、より多くの方に、高齢になっても、障がいがあっても、住みなれた地域で暮らし続けていくことの大切さやそのため

の支援について、考えていただく機会をつくります。

7. 共同募金地区募金会の運営

(1) 地区募金会の開催

(2) 共同募金運動の推進

①共同募金運動期間 10月1日～12月31日

②多様な募金運動の実施

- ・各連合町会へ戸別募金およびバッジ募金の協力依頼
- ・街頭募金の実施、キャラクター資材を活用した募金運動の実施
- ・小中学校への学校募金の協力依頼
- ・区社協窓口に募金箱の設置および区内各施設に募金箱設置協力依頼

③募金運動に関する周知啓発

8. 各種団体・事業助成

区内各種団体や事業に対し助成し、より一層地域福祉活動を推進します。

9. ボランティア・市民活動センターの立ち上げと運営

「住之江区ボランティア・市民活動センター」の開設に向けて、地域住民、ボランティアグループ、企業、大学、専門職等で構成する準備会で協議し、多様化するボランティアニーズや活動に対応できる「住之江区ボランティア・市民活動センター」を年度当初に設立します

本会では引き続き、以下の取組みを進めます。

(1) 需給調整事業

依頼者のニーズに重点を置き、ボランティア活動を希望する個人およびグループへ活動紹介し、適切な援助・活動が行えるよう調整します。

(2) 教育訓練事業

区民を対象に様々なテーマでボランティアスクールを開催します。また、ボランティアに関心のある人たちの相談を常時受け付け、活動の意義などを伝えていきます。

(3) 活動援助事業

登録ボランティアへの学習会や研修会を開催するとともに、ボランティアグループ間の連携・交流の機会をつくります。また、活動に関する部屋や機材の貸出、助成金の案内、ボランティア保険の受付などを通じ、活動が安全かつ円滑に行えるよう支援します。

各グループ・団体の活動が継続的に行われるよう申請に基づき、その活動に対して助成します。

(4) 広報活動事業

ビューロー通信の発行、ホームページの活用により、ボランティア活動の普及啓発に努め、広く区民にボランティア活動への理解と参加を呼び

かけます。

(5) 調査・研究事業

ボランティア活動に関する情報や資料の収集および提供を行い、必要に応じてニーズの調査や活動の研究を行います。

10. 災害時におけるボランティア活動の支援体制や事業継続に向けた取組み

- (1) 行政との連携による災害ボランティアセンターの開設訓練の実施
- (2) 災害ボランティア養成講座の実施
- (3) 災害ボランティアセンターの設置・運営マニュアルの見直し、災害対応備品や器具の整備
- (4) 各校下で実施される防災訓練への参画・啓発の確立
- (5) 大規模災害時の社協業務継続計画（BCP）の継続的な見直し

11. 広報啓発活動

- (1) 広報紙「さざなみ」を定期的に発行し、区社協の事業や取組み、地域の福祉情報を区民に広く周知するとともに、様々な世代が社協事業や地域の福祉活動に関心を持っていただけるよう広報啓発に努めます。
・広報紙の発行：年2回 各戸配布と、福祉・教育機関への送付
- (2) ホームページの内容の充実を図るとともに、ブログ・フェイスブック等のSNSを有効に活用し、社協事業や地域の現在の様子を伝えることができるよう日々更新に努めます。

12. 子育て応援イベントの開催に向けた支援

子育て支援に関わる団体・NPO法人・ボランティアグループ等で実行委員会を形成し、子育て世代を応援し、親子で集える「子育て応援イベント」を企画開催します。本会では事務局機能を担い、開催に向けて連絡・調整を行います。

13. 区民活動あったかフェスティバルの開催に向けた支援

区内で活動しているボランティアグループ・NPO法人・障がい者事業所等が自身の活動を区民にPRし、区民活動への関心を高めていくイベントを開催します。本会では事務局機能を担い、開催に向けての連絡・調整を行います。

14. 訪問理容サービスの調整

概ね65歳以上で、寝たきり等の理由により外出が困難な高齢者で希望者に対して大阪府理容生活衛生同業組合住之江支部の協力で11月頃からの再開を予定しています。

15. ICTの地域福祉活動での活用

昨年度、「外出自粛高齢者・障がい者等見守り活動支援事業」を活用して各地域にタブレット端末を導入。引き続きコロナ禍でのオンライン会議・研修での利用や様々な事業実施から普段のサロン活動までタブレット端末活用を促進します

その他の区社協による事業部門

受託事業

1. 地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業(見守り相談室)

(市委託事業)

地域で生活する高齢者・障がい者、子育て中の方やご家族などからのさまざまな福祉に関する相談に応じ、地域団体や行政機関・関係機関と連携しながら、要援護者が地域で孤立することなく安心して生活できるよう、適切なサービスや地域の見守り活動等につなげます。

昨年度は、コロナ禍を受けて「要援護者名簿」登録者約 3,000 人を地域とともに「何か困りごとがあればいつでもご連絡ください」と友愛訪問しました。登録者からは「安心した」「ありがとう」の声をいただきました。

今年度も当面コロナ禍による地域における居場所の中止や外出自粛が続きます。そこで、「要援護者名簿」に登録することが、暮らしの安心の一助になるように取り組んでまいります。

(1) 「要援護者名簿」の愛称募集

小地域における見守り活動の強化・推進のため、令和3年度は、日頃から見守り活動の大切さへ広く区民の関心を高めるために「要援護者名簿」の愛称募集を行います。

(2) 要援護者名簿に係る同意確認・名簿整備・訪問

地域における平時の見守りと災害時の避難支援への備えを強化するために、行政名簿として整備をすすめるとともに、地域で把握されている情報も合わせて、実用的な名簿の完成、地域での活用をめざします。

(3) 「要援護者名簿」活用の仕方勉強会の開催

区内の名簿活用好事例をまとめ、「あつたかネットサポーター養成講座」に合わせ、勉強会を開催し、啓発と活用を進めます。

地域や地元企業、学校へのサポーター養成講座を通じて、支援を必要とする方が地域の中で孤立することがないように地域における見守り体制づくりに取り組んでいきます。

(4) 見守り活動見本市の開催

2018年の大阪北部地震・台風21号、そして2020年から現在も続いているコロナ禍を経験して各地域が要支援者の把握に課題意識や必要性を今ま

で以上に強く感じています。今後も重要度を増す“見守り活動”では、各地域が地域特性に合わせてきめ細やかな見守り活動を展開しています。

良い取組みは、お互い情報を提供し合い取り入れれば。地域どうしの福祉力を高め合い、暮らしの安心の更なるアップを目指します。

(5) 孤立世帯等への専門的対応

- ①孤立死のリスクが高い要援護者への家庭訪問を実施し、地域の見守りにつなげます。
- ②地域住民による見守り活動では対応が難しいケースについては、他の専門相談機関とも連携し、地域住民も含めた支援体制を構築し細やかな支援を行います。
- ③ライフライン事業者や区との見守り協定を締結した事業者等から通報や相談があった場合は、区や他の専門相談機関と連携し安否確認を行います。

(6) 認知症高齢者等の行方不明時の早期発見

- ①行方不明のおそれのある人の事前登録を受け付けるとともに、より多くの目で早期の発見につながるよう、協力者を開拓します。
- ②警察との連携を強化し、警察で保護された徘徊高齢者を事前登録につないでいきます。
- ③事前登録者へ見守り相談室の連絡先を記載した見守りシールやご家族等の連絡先を記載できるアイロンシールを配付し、事前登録に向けた周知啓発や早期発見のしくみづくりに努めます。

(7) その他

- ①車椅子貸出事業
- ②徘徊認知症高齢者位置情報探索事業

2. 「見守りあったかネット事業」(区委託事業)

見守り活動の推進および虐待防止の要として各地域にコーディネーターを配置します。コーディネーターが見守り活動に携わるボランティアの調整や、地域における見守り活動の啓発、住民からの相談対応および専門機関へのつなぎなどを効果的に行えるよう後方支援します。

また、地域の実情に合わせて、見守り活動をより効果的に行えるよう、要援護者の見守り体制の推進・維持を目的とした研修(あったかネットサポーター養成研修)をコーディネーターと連携し企画開催します。

本研修を企業や学校等に対しても開催していくことで、生活に密着したところでの見守りや各業種の強みを活かした活動につなげ、見守りの担い手を増やしていくことで見守り体制の強化に努めます。

(1) あったかネットサポーター養成研修の開催

- (2) あったかネットコーディネーターの配置と活動の支援
- (3) 「見守り相談室」と連携し、地域の見守りの仕組みづくり
- (4) 地域で身近に活用できる教材の作成・配布による啓発等
- (5) 地域住民と行政事業所等との関係づくり、ネットワークづくりを支援

3. 新たな地域コミュニティ支援事業（まちづくりセンター事業・区委託事業）

大きな公共を担う活力ある地域社会づくりをめざして、各地域活動協議会（以下、地活協）の自律運営を支援します。

(1) 地活協の自律運営にかかる積極的支援

- ①幅広い世代の住民の地域活動への参加・参画を促すため、事業の効果的な実施を支援
- ②多様な地域活動との連携・協働に向けたネットワークづくりへの助言・指導
- ③自主財源の獲得に向けた情報提供や申請等手続きの助言・指導
- ④地活協が行政の委託事業を受託するためや地域課題をビジネス手法で解決するための助言指導
- ⑤地活協の事務局機能充実に向けた支援や、開かれた組織運営、会計等の透明性確保に向けた助言・指導
- ⑥NPO等法人化に向けた情報提供や申請手続きの助言・指導
- ⑦区内の地活協等の情報交換や連携の促進

(2) 上記達成のための具体的な事業

①区が進める「すみのえ情報局」を活用して地域活動の「担い手拡大を進めます

- ・すみのえ情報局『特派員』を各地域で大募集・講座・座談会の開催
- ・「すみのえ情報局」コンテンツアワードの開催

②コロナ禍や新たな地域状況にあった子育てサロンの開催

- ・オンライン子育てサロンの開催

昨年のコロナ禍で地域行事のうち一番に休止されたのが子育てサロン。区子ども・子育てプラザと連携して、ベビーヨガ、体操、料理等のコンテンツを準備してオンラインで子育てサロンを開催して子育て世代の孤立対策のひとつとします。

- ・コスモ地区での子育てサロンの開催

近年のコスモ地区の人口増加が顕著な反面、当該地区では地域子育てサロンが開催されていないため、子ども・子育てプラザと連携して子育てサロンのたちあげと子育て当事者のグループ化を働きかけます

③企業・NPO・学校・地域交流会の開催

つながりによるまちづくり実践のため開催。全14地域が企業等に対し地域課題をプレゼン。本交流会からは、有償ボランティア活動、全世帯

を対象とした住民アンケート、福祉機関・NPO・病院・地域等の「クリーンピック」、看護学生の地域でのボランティア活動など 56 事例もの領域を超えた協働実践が行われています。令和 3 年度も 3 回開催します。
(オンライン開催含む)

④地域活動応援サークルの開催支援

「プロボノ班」では、web を使ったプロボノ活動発信やボランティア需給調整サイトの運用を開始します。区内の社会人によるプロボノ活動を推進します。

「イベント班」では、昨年度さざんかの折り紙プロジェクトを手掛けて 62,417 枚もの折り紙を集めてコロナ禍でもできるつながりを作りました。今年度も住之江区が元気になる地域のためのイベントを検討します。区社協の「区ボランティア・市民活動センター」と連携します。

⑤Web 上でボランティアの需給情報が閲覧できるようにする

「地域活動応援サークル」とともに地域課題解決に役立つボランティア情報の Web 発信の運用を開始します。

⑥企業・NPO・学校・地域交流会から誕生した事業の継続への支援

「加賀屋東桜まつり」等のイベントや住之江子育て応援ルーム「ママコム」等の当事者の集いの場の事業展開の継続を支援します。

⑦その他

- ・自主財源の獲得に向けた情報提供や申請手続きの助言指導

大阪市住之江区地域活動協議会補助金申請・清算等の支援は勿論のこと、事業収支改善に向けた助言や各種助成金申請補助やクラウドファンディング等、地域や事業内容に適した自主財源確保に向けた支援を行います。

- ・タブレットを使ったりリモート会計勉強会や好事例の共有

各地域に貸与しているタブレット端末を活用して会計勉強会を開催、うまく仕組みづくりをしている事例などをもとに地活協組織全体のスキルアップを推進します。

- ・「住之江区地域活動協議会会長会」を区役所とともに開催します。
- ・まちづくりセンターHP・フェイスブックによる情報発信や行事カレンダーの更新と配布
- ・「ふだんのくらししあわせプラン」「地域における見守りネットワーク強化事業」「コミュニティ防災人材育成システムの全国展開に向けた実証プロジェクト」をもとに地活協が行う地域課題解決の取り組みに区役所と連携して支援を行います。

4. 大阪市介護予防教室（なにわ元気塾）事業（市委託事業）

生活機能の低下が認められる高齢者で閉じこもりがちな高齢者が、年齢を重ねても自分らしく、できる限り自立した生活を送ることができるよう身近な

地域で定期的（月1回）に参加できる介護予防教室（なにわ元気塾）事業を実施します。参加者に対して、介護予防に関する正しい知識の普及とともに、創作活動やレクリエーション等による交流を図ります。

5. 地域包括支援センター事業（市委託事業）

地域で暮らす高齢者の方々が、住み慣れた地域で尊厳ある生活を続けられるよう、高齢者やその家族からの介護・福祉に関する相談に応じます。

当センターは、「真住」「新北島」中学校区を担当しています。また、新北島中学校区については、「新北島地域総合相談窓口（ブランチ）」と連携し、相談対応しています。

（1）総合相談支援及び権利擁護業務

- ・3職種（保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員）の特性を活かしたチームによるケース援助を行います。
- ・必要に応じて地域ケア会議を開催し、課題の検討・抽出を行います。
- ・地域のネットワークを活用した、高齢者の実態把握を行います。
- ・区における認知症高齢者支援ネットワークの更なる拡充ため、区医師会や認知症強化型地域包括支援センター等との連携を強化し、区民や認知症の人の支援に携わる専門職への研修の実施などに取り組みます。
- ・高齢者虐待防止などネットワーク構築に向けた取組みを行います。
- ・権利擁護を必要とするケースへ関係機関と連携した支援を行います。
- ・成年後見制度や虐待防止、消費者被害に関する啓発を行います。
- ・地域総合相談窓口（ブランチ）が地域で有効に機能するよう、適切な支援を行います。

（2）包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

- ・居宅介護支援事業者連絡会や地域の主任介護支援専門員の協力のもと介護支援専門員の資質の向上を図ります。
- ・支援困難ケース等、介護支援専門員からの個別相談や必要に応じて同行訪問を行うなど後方支援を行います。
- ・地域包括ケア推進をめざし、介護サービス事業所との連携強化、資質の向上を図ります。

（3）介護予防ケアマネジメント

- ・要支援者や総合事業の対象者に対して、介護予防に向けた適切なケアマネジメントを行います。

（4）自立支援型ケアマネジメント検討会議

- ・要支援者の自立支援・重度化防止を目的とする検討会議を開催、介護支援専門員の意識向上、地域に不足する資源等の地域課題の発見・検討につなげます。

（5）家族介護支援事業

- ・家族の介護負担を軽減していけるよう情報提供や勉強会等支援します。

6. 老人福祉センター事業（市指定管理事業）

センターでは、高齢者が生きがいを持って、楽しく充実した生活を過ごせるように、教養講座・レクリエーション・健康維持増進活動などの事業、サークル活動支援、相談業務、区老人クラブ連合への支援など幅広い事業を展開します。

（1）センター事業

令和3年度は、これまで取組んできた3つのジャンルに新しい取組みを加え、コロナ禍の中でも、充実した時間が持てるような事業を計画します。

※生きがいづくり（趣味づくり・仲間づくり・知識向上・生活向上）

※健康保持増進活動（介護予防）

※認知症予防

※+ONE（プラスワン）事業

新しい取組みである“+ONE 事業”は、地域高齢者の居場所づくりや男性利用者の増加を目的とした事業と在宅でも楽しめるリモートでの配信事業などを計画します。

①各種講習会

・「教養講座」「生きがい探求講座」「健康づくり講座」の3つのカテゴリーを設け、趣味や教養の深化、体力・健康づくり、あるいは介護予防、認知症予防に活かせる講習会を実施します。

・講習会をリモートで配信するため、Zoom講習会を行います。

・誰もが利用しやすいセンターとして「開放事業」を継続して実施します。（百歳体操開放、囲碁・将棋開放）

②サークル活動への支援

教養の向上や仲間づくり、生きがいづくりを目的としたサークル活動の場として、センターの部屋を提供し支援します。

③共催、世代間交流事業

他事業所との共催事業、交流事業

・キッズシアターかみふうせん（図書館）

・人形劇フェスティバル（区社協、図書館、コミュニティ協会）

・卓球教室など（子ども・子育てプラザ）

・カフェボランティア養成講座（区社協地域支援）

④イベント

・各種大会の実施

利用者主体による、演芸大会、サークル発表会の開催を行います。

・誕生日会

2ヶ月ごとに該当月の誕生日の方々をお祝いし、レクリエーションの様子はZoomを用いて配信します。

⑤館外事業

- ・「秋の歩こう会」を実施します。
- ・南港地区への出張講習会を実施します。

⑥その他事業

- ・カフェボランティア（事業名：イレブンスマイル）に取り組めます。
- ・さざんかオレンジチームに協力し、認知症勉強会への会場提供を行います。
- ・車いす・雨傘の無料貸出

(2) 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業

介護予防、健康維持増進に重点を置いた活動を進めます。いきいき百歳体操をはじめとし、ノルディックウォーキングやウォーキングのための健康体操、脳トレなどを実施し、心身の健康増進を図ります。また、男性の居場所や外出の機会づくりのため、男性をターゲットにした体操教室を計画します。

(3) 区老人クラブとの連携と相互協力

- ・趣味の作品展、ふれあいグランドゴルフの共催
- ・大阪市高齢者福祉大会への参加

(4) 施設運営

- ・PDCA サイクルを念頭に置き、利用者の声やアンケートの結果から得られる評価をもとに運営の改善に行い、サービスの向上に努めます。
- ・センター事業の周知促進のため、センターだよりは、利用者本位を念頭に「見やすく」「わかりやすい」ものになるように適宜改良し、ホームページはタイムリーな更新と内容の充実を図ります。

7. 子ども・子育てプラザ事業（市委託事業）

区内各子育て支援センター、つどいの広場と連携し、地域の子育て支援情報発信を中心に地域との交流事業の実施、また安心・安全な居場所作り、利用者のニーズに合った各種講座の開催、また子育ての相談など実施します。

(1) 子育て活動支援事業

子どもの健やかな育成を図り、家庭や地域の子育て力を高めるため、在宅での子育て家庭や地域の子育て活動を支援し、乳幼児期の親子や就学期の子どもたちが集い交流する機会を提供します。

①子育て情報の収集、管理、提供

- ・区の子育て支援室が発行の子育て情報紙「わいわい」の企画・編集
- ・区内の子育て情報の収集、情報提供
- ・ホームページの管理、情報の随時更新

②地域での自主的な子育て活動への支援

- ・子育てサロン・サークル活動の活性化に向けた支援、サロン連絡会
子育て支援者向けの講座の実施
- ・地域交流事業の実施、施設連絡会など地域団体との連携

- ・子育てサロンでの出前講座
- ・大型絵本等の貸出
- ③子育て中の親子の支援
 - ・子育て支援講座、親子リトミック遊び、ふれあい遊び、絵本展・パパ講座、プレママ・プレパパ講座等の開催
- ④児童の健全育成事業
 - ・安心・安全な遊び場の提供
 - ・各種講座（プラバン工作・アイロンビーズ工作・スライム作り・牛乳パック工作・おり紙工作・夏休みリサイクル工作）
 - ・行事（ミニまつり・ビンゴゲーム大会・新春ゲーム大会・エアホッケー大会）の開催
- ⑤地域関連事業
 - ・世代間交流事業 ・地域との交流事業 ・出前講座 ・おもちゃ病院
 - ・南港地域への出前子育て講座・森ノ宮医療大学の実習生受入れ・服(福)回し

(2) ファミリー・サポート・センター事業（支部業務）

子どもの預かり・幼稚園や保育所などへの送迎、臨時的・突発的な保育ニーズに応えるために、子育ての援助を行いたい人（提供会員）と援助を受けたい人（依頼会員）及びその両方（両方会員）を組織化し、会員相互の援助活動を実施するための調整業務等を行います。

- ①区における会員の募集・登録及び相互援助活動の調整に係る業務
- ②本部及び他支部や区内の関係機関との連絡調整
- ③区内での広報業務
- ④サブリーダーの選任、及びサブリーダー連絡調整会議の開催
- ⑤区内での会員交流会及び会員研修の開催

(3) 地域子育て支援拠点事業（ひろば型）

乳幼児の年齢に合った講座や、親子で楽しい時間の共有ができるようなイベントを開催することにより、乳幼児期の親子が気軽に集い交流できる場を提供し、保護者同士の仲間づくりをすすめます。

- ① 各種イベント開催
 - ・お楽しみ会、親子クリスマス会等
- ②子育て及び子育て支援に関する各種講座の開催
 - ・親子ビクス、絵本の読み聞かせ、簡単工作、簡単遊び等
- ③相談・援助
- ④すくすく成長測定、助産師による子育て何でも相談
- ⑤ブックスタート事業の実施
- ⑥貸し出し絵本コーナーの設置
- ⑦お楽しみタイム（手遊び、ふれあい遊び、絵本の読み聞かせ、体操等）

を基本毎日2回実施

8. 生活困窮者自立相談支援事業（市委託事業）

生活困窮状態からの早期自立を支援することを目的に、包括的な相談窓口（くらしアシスト住之江）として以下の業務を進めます。

- (1) 自立相談支援事業（就労支援）として、失業され家賃が支払えない方や生活に困窮している方などに対し、住居確保給付金制度の利用や、総合就職サポート事業者・ハローワーク等と連携し就労支援を行います。
- (2) ひきこもりなどで生活に困窮し、一般就労に就くことが難しい方には、就労チャレンジ事業（就労準備・就労訓練）の利用につなげます。
アウトリーチの充実を図り、来所が困難な方に対してはメール等を活用し、相談支援を行います。
また、多額の借金を抱え生活に困窮している方等に対し、家計改善支援事業や、法律の専門家等との連携により生活の立て直しを図る支援を行います。
- (3) 生活困窮者世帯の子どもの健全育成を図るため、中学3年生や高校生（中卒者、中退者）への再就学に向けた相談支援として、学習支援事業（子ども自立アシスト事業者）によるカウンセリングなどの支援につなげます。
また、こどもサポートネット事業との連携を図り、こどもと子育て世帯を総合的に支援します。
- (4) 大阪府下の自立相談支援機関との連携や、自立支援（福祉）連絡会での検討によりネットワーク構築や、社会資源の開発をすすめます。

9. 生活支援体制整備事業（市委託事業）

この事業では、令和3年度新たに体制が拡充され各包括圏域1名「第2層生活支援コーディネーター」が配置されます。既存の「第1層生活支援コーディネーター」と合わせ5名で高齢者に関する区内において多様な主体による生活支援・介護予防サービスの充実を次のとおり推進します。

区全域（第1層）

（1）高齢者調査の実施

生きがいつくりのための地域社会における「出番」と「居場所」。地域社会における高齢者の一人ひとりの暮らしの充実のために今年度、体制整備事業が拡充されることを契機に4つの地域包括支援セターや大学等の研究機関、行政等と協働して生活圏域ごとのニーズを抽出する高齢者調査を行います。

そして、分析結果をもとに生活圏域のニーズに即した「出番」と「居場所」を関係者ととも開発します。

(2) 「協議体」ネットワークの再構築

関係機関や地域等による協議体を再構築し、小地域毎の地域課題に対応した取組みやサービス開発についての進捗等の確認と意見交換を行い、「足りているもの」「足りないもの」を整理して、サービスの拡充の計画を立て実行します。

(3) 介護予防等につながる地域資源の抽出と小地域毎のまとめ見える化

- ・第2層コーディネーターが収集した地域資源を区社協各部門やあったかネットコーディネーター、各地域包括支援センターと共有するための定例報告会を実施します。
- ・年度末、一年間かけて蓄積した小地域毎の特色や社会資源をそれぞれ一冊の広報冊子にまとめて地域に還元します。

(4) 地域資源・サービスの開発と維持

- ・各包括圏域での聞き取りや高齢者アンケート等で把握したニーズや課題に沿った地域資源の把握の結果をもとに、地域関係者や各種関係機関と地域資源・サービスを立ちあげます（年間10か所開発）
- ・地域包括支援センターや老人福祉センターと連携し、男性が集いやすい取組みを開催します。そこで参加された方で仲間づくりが行えるよう支援し、サークル活動につなげます。
- ・居場所やサービスの継続支援として、講師や活動場所の紹介、チラシの作成協力等の周知協力を行います。

(5) サービス実施情報の周知等

- ・第2層生活支援コーディネーターが集約した情報を地域ケア会議等の関係者会議にて共有します。
- ・生活支援や介護予防に関する情報を集約した印刷物を発行します。

(6) 第2層生活支援コーディネーターの育成と指導

令和3年度に各包括圏域に配置される「第2層生活支援コーディネーター」への支援として、以下の業務を実施します。

- ・生活支援コーディネーターとしての業務や、各地域の特色、各種関係機関等への理解を深めてもらうため、第2層コーディネーターに向けた研修を実施します。
- ・第1層、第2層生活支援コーディネーター、地域支援担当、見守り支援ネットワークとチームでフィールドワークや地域資源、居場所づくり等を行える体制をつくりまします。

日常生活圏域（第2層）

(1) ニーズと地域資源の把握・ネットワークの構築

- ・新採研修を行いながら、2人一組となって地域に出向き、ローラー

式で地域資源となりそうな資源のマッピングを行います。

- ・区社協内で検討会を開き、マッピングの精査を行い、社会資源を確定させて行きます。
- ・聞き取りや地域訪問等で集めた情報を定期的に区社協各部門や地域包括支援センター、あつたかネットコーディネーター、各地域包括支援センター等と共有します。
- ・圏域に応じた形で地域関係者や関係機関の参画による協議体を設置・運営します。
- ・協議体会議を開催し、地域の課題に対応した今後の取組みやサービスの開発について意見交換を行い、具体的な取組みをすすめます。

(2) 地域資源・サービス開発等

- ・高齢者アンケート調査の結果を圏域毎にまとめ、そこから見えたニーズや課題に沿った資源開発を関係機関や地域と協働して進めます。また、サービス等の継続支援として、講師や活動場所の紹介やチラシの作成協力、facebook 等での情報発信といった周知協力を行います。

(3) サービス利用状況の周知

- ・生活支援コーディネーターが集約した情報を地域ケア会議等の関係者会議で共有します。
- ・生活支援や介護予防に関する情報を掲載した印刷物を発行します。

(4) ニーズと地域資源のマッチング

ニーズ調査や地域訪問、住民からの問合せ等で把握した課題に対して、情報提供やマッチングを行います。

その他事業

1. あんしんさぽーと事業（日常生活自立支援）

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない方で契約時に意思の確認が可能な方を対象に、自立した地域生活が営めるよう以下の支援を行います。

- (1) 日常的な金銭管理サービス
預貯金の出し入れや家賃、公共料金、介護サービス料金等の支払い。
- (2) 書類等の預かりサービス
預貯金通帳・印鑑・公正証書遺言・保険証書・キャッシュカード等を預かり、貸金庫にて保管、管理。
- (3) 福祉サービスの利用援助
福祉サービスの利用、解約等に必要な手続き、利用料支払い手続きを支援。

2. 生活福祉資金貸付事業

在宅福祉と経済的自立および社会参加の促進を図ることを目的として、低

所得世帯・障がい者や介護を要する高齢者のいる世帯を対象に、お住まいの地区の民生委員・児童委員とともにご相談に応じ、必要な資金の申請を受付けます。

自主事業

1. 地域密着型通所介護事業（デイサービス）

「サービスの質は個別性への配慮にある」をモットーに、地域密着型デイサービスの特徴を最大限活かし一人一人の個性に寄り添ったサービス提供に努めます。

ボランティアを積極的に受け入れ、学生・社会人などの福祉体験学習・実習にも対応し、福祉人材の養成と施設の開放、透明性の確保をすすめます。

また、利用者や地域包括支援センター、地域の方等の参加による運営推進会議を開催し、事業内容や支援状況に対する意見を伺い、サービスの向上に努めます。

2. 地域による人と家の見守り活動支援事業（独自事業）

高齢化や核家族化により生じる高齢者の単身世帯の問題と、その先にある管理されない空き家の問題を地域課題と捉え、人と家の見守りとして取り組み、既存の地域福祉のネットワークと連携しながら、予防的な空き家対策のための体制づくりと活動を行います。

(1) 中間支援組織の設置

本業務を実施するために既存の地域福祉のネットワークと所有者、事業者等をつなぐ中間支援組織（人と家の見守り活動支援センター）を設置します。

(2) 空家発生関連情報の集約

地域住民や福祉関係者等が活動や業務を通じて把握する空き家発生関連情報（長期に家を離れる単身者の情報等）の集約に努めます。

①所有者や高齢者等に関わる福祉関係者等からの相談対応

②区空家等対策担当者との連携

(3) 各分野の専門業者等との連携による所有者へのサービス提供

長期不在となる住宅や今後空き家となる住宅の所有者等に対し、適切なサービスにつなげます。

①各分野の専門業者等とのネットワーク体制の整備

②適切な連携の維持